

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産

取得原価により計上。ただし、取得原価が不明なものは、直近の工事実績額等をもとに再調達原価にて計上。また、昭和 59 年度以前に取得した道路及び水路の敷地については備忘価額 1 円を計上。

②無形固定資産

大分県県有財産規則第 19 条の県有財産台帳より計上。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券等

なし。

②満期保有目的以外の有価証券等

市場価格のあるものは、会計年度末時点の市場価格に基づき計上。

市場価格のないものは、取得原価に基づき計上。ただし、時価又は実質価額が著しく低下した場合（低下割合が 30%以上）は、相当の減額を計上。

③出資金

出資金額。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得価格により計上。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」で定める耐用年数に基づき定額法で実施。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価値のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上。

②徴収不能引当金

県税等の収入未済の一部は、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去 5 年間の平均不納欠損率を算定し、年度末時点の収入未済額を乗じた額を計上。

③退職手当引当金

会計年度末に在職する全職員（当該年度末退職者を除く）が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上。

⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当（法定福利費含む）のうち、当該年度の負担に属すべき額を計上。

（６）リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて処理。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引（総額 300 万円以下のリース取引等）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理。

（７）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金や要求払預金等の地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に基づく歳計現金）及び基準日時点における地方自治法第 235 条の 4 第 3 項に基づく歳計外現金残高を計上。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品の計上基準

大分県会計規則第 1 4 2 条の重要物品を計上。

②ソフトウェアの計上基準

取得・制作価格が 1 0 0 万円以上のソフトウェアを計上。

2 重要な会計方針の変更等

なし。

3 重要な後発事象

なし。

4 偶発債務

（１）保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務		総 額
		損失補償引当 金計上額	貸借対照表未 計上額	
大分県農業農村 振興公社	—	117 百万円	50 百万円	167 百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているのは、5件 損害賠償請求額合計46百万円です。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計、特別会計（用品調達、母子父子寡婦福祉資金、県営林事業、中小企業設備導入資金、沿岸漁業改善資金、林業・木材産業改善資金、公債管理）

②一般会計等と普通会計とはほぼ同様の範囲であるが、一般会計等はいわゆる想定企業会計を控除していません。

③地方自治法第235条の5に基づき、当該会計年度に係る出納整理期間（基準日の属する年度の翌年度4月1日～5月31日）の取引を当該会計年度の取引として計数整理しています。

④表示金額は単位未満を四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

- ・実質赤字比率 ー
- ・連結実質赤字比率 ー
- ・実質公債費比率 10.0%
- ・将来負担比率 162.0%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 7,202百万円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額 65,702百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

県有財産総合経営計画（H28.3）の利活用対象財産一覧表に掲載した財産をベースに、基準日時点で貸付等を行っていない財産を売却可能資産としています。

事業用資産

土地 3,667百万円

建物 1,998百万円

平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、下記いずれかの評価方法によっています。

【土地】

- ・不動産鑑定価格（意見書価格含む）
- ・路線価

- ・市町村による固定資産税仮評価額

【建物】

取得価額が判明の場合

再調達価額（建築額（＝取得価額）×デフレーター）－減価償却累計額

取得価格が不明の場合

再調達価額－減価償却累計額

（再調達価額＝対象建物の延床面積×建物構造別・用途別単価）

②地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 660,541 百万円

③地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。

標準財政規模	327,998 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	58,997 百万円
将来負担額	1,227,722 百万円
充当可能基金額	114,916 百万円
特定財源見込額	16,379 百万円
地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額	660,541 百万円

④地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 43 百万円

⑤管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

- ・指定区間外の国道

土地 46,510 百万円

工作物 471,000 百万円（うち減価償却累計額 230,592 百万円）

- ・指定区間の一級河川等

土地 51,814 百万円

工作物 40,828 百万円（うち減価償却累計額 16,308 百万円）

- ・その他

土地 24,996 百万円

工作物 419,193 百万円（うち減価償却累計額 175,780 百万円）

⑥建物のうち 220 百万円は、P F I 事業に係る資産が計上されています。

（３）純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上。

②余剰分（不足分）

純資産合計額の、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上。

（４）資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 15,682 百万円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	610,663 百万円	589,786 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	9,027 百万円	7,597 百万円
繰越金に伴う差額	△17,566 百万円	－
資金収支計算書	602,124 百万円	597,383 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	18,806 百万円
投資活動収入の国等補助金収入	23,503 百万円
未収債権、未払債務等の増減	25,377 百万円
減価償却費	△62,558 百万円
賞与等引当金繰入額	△10,189 百万円
退職手当引当金繰入額	△6,410 百万円
徴収不能引当金繰入額	△105 百万円
資産除売却損益	68 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△11,508 百万円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	50,000 百万円
一時借入金に係る利子額	0 千円